

中華民國初期における大總統就任式典

吉澤誠一郎

はじめに

- 一 孫文の臨時大總統就任
- 二 袁世凱の臨時大總統就任
 - 1 袁世凱の北京政權の成立
 - 2 袁世凱の就任儀禮
- 三 袁世凱の正式大總統就任
おわりに

はじめに

本稿は、一九一二年に中華民國の臨時大總統となつた孫文および袁世凱、そして一九一三年に正式の大總統となつた袁世凱の就任式について考察する。その目的は、就任式の政治的意味に注目し、大總統の政治的正統性が如何に表現されようとしていたのかについて分析することにある。

これまで、中國古代史研究においては、皇帝が實踐する儀禮が重要視され、精緻な研究が積み重ねられてきた。とくに、即位儀禮は、その國家の正統性の原理が示される場として、特別の留意がなされてきたと言えよう。^①また、清初の皇帝權の形成についても、即位儀禮に留意して研究する視角が示されている。^②これに對し、共和制である中華民國については、同様の問題意識からの研究は立ち後れている。おそらくその理由は、近代國家は現實的な權力關係に即して論じられるべ

きであるという發想によるのであろう。

しかし、新生の中華民國にとつて、いかなる儀禮によつて國家の正統性や理念を顯示すべきかということ、すぐにも解決を迫られる課題であつたと考えなくてはならない。共和制の國家においても、儀禮によつてその理念を表現することが必要であるというだけでなく、北京駐在の外交官とどのような儀禮で接するのか、さらに紫禁城内に存續している清朝の朝廷とは如何なる形で交際するのかといったことも考慮しなくてはならなかつた。これらの課題は非常に廣範なので、本稿は、大總統の就任式典をめぐる儀禮に論點を限定することにした。

近年の中國近代史研究においては、國民統合につながる象徴の研究について、關心がもたれるようになってゐる。なかでも國旗や記念日など中華民國の象徴は、研究が大きく進んでいる分野である。⁽³⁾ おそらく、廣く都市民衆にまで中華民國の存在を知らしめていった過程では、これら象徴が果たした役割が大きいと思われる。これに對し、本稿で論じる就任の儀式は、必ずしも多くの人々が参加ないし目睹できるものではなく、また特定の日に遂行されたにすぎない。

とはいえ、大總統の就任式典は、特別な重要性を有していた儀禮であつたことも疑いない。儀禮の實踐は、政治權力の表象（象徴的表現）に過ぎないのではなく、政治的正統性を構築する役割を果たすという意味において政治過程そのものなのである。本稿では、新しい象徴による國民統合ではなく、儀禮を通じて大總統の正統性を演出しようとする企圖と摸索に注目したい。⁽⁴⁾

最近では、中華民國袁世凱政權の成立について、清朝からの政權委託との關係に注目する研究が登場し、論争的な状況となつてゐる。⁽⁵⁾ 本稿も、このような潮流を意識しながらも、袁世凱政權が直面した困難は、政權の正統性を明瞭に單一の原理に基づかせることができなかつた點にあることを強調するつもりである。

一 孫文の臨時大總統就任

まず、孫文の臨時大總統就任式典（一九二二年一月一日～二日）は、中華民國の建國として意味づけられ、きわめて重要な歴史的意義を有している。既にジョセフ・エシエリックが一定の考察を加えているが、本章では特に孫文による誓詞について注目してみたい。

よく知られているように、武昌蜂起の知らせをアメリカ合衆国で受け取った孫文は、歐洲を経由して、一九一一年二月二五日に上海に到着した。その後、二九日に南京において十七省の代表が投票した結果、十六票を得た孫文が臨時大總統に選出されたのである。同日、各省代表會は、『民立報』氣附で孫文に電報を打って當選を知らせたが、そのなかには「どうかただちに（原文は「即日」、南京にいらして臨時政府を組織してください」とあるだけで、就任の日程について明記していない。これに對する孫文の返電にも「ただちに（原文は「刻日」）南京に赴いて就任しなければなりません」というように、就任の期日を特定する言い方は無い。

これまでのところ、孫文が自ら西暦の一月一日に就任したいと強く主張したと考えられている。その主な根據は、江西都督府から代表として南京に派遣されていた王有蘭の回想である。南京に集まっている各省代表たちのなかから馬君武・景耀月など六名が、孫文を歓迎するために上海に派遣され、王有蘭もその一人だった。そして、彼らは一月二七日に孫文と面會し、孫文が臨時政府を組織しようとする意向を確認しようとした。孫文は、もし自分が大總統に選出されるならば、西暦一月一日に就任することを希望した。陽曆を採用して革命の成功を明確に示したいと考えたのである。そのためには、一月一日以前に選舉を実施しなければならないので、六名の代表は急いで南京に戻って各省代表と協議して、一月二九日に投票を行うようにしたという。¹⁰

この回想は、ある程度は史實を反映しているかもしれないが、誤りも含まれているので慎重に利用する必要がある。誤

りというのは、孫文の希望する就任日程にあわせて急いで投票を行なったという説明である。臨時大總統の選挙が二月二九日に行なわれることは、すでに二月二六日づけの各省代表會の電報で公布されていた。¹¹この選挙日程は、孫文が二五日に上海に到着したことを踏まえて決定されたと見てよく、その時点で各省代表たちの多数が孫文を最有力候補として想定していたことも明らかであろう。とはいえ、孫文が一月一日に就任することを念頭に置いて選擇された選挙日程とみる根拠は乏しい。

それでは、一月一日に就任することに決まったのは、どの時点なのだろうか。二月三十一日、黃興が南京から上海『民立報』社の于右任にあてて打った電報には「今日、參議院が決議して明日を中華民國元年正月一日とし、孫大總統が南京に來て臨時政府の組織を發表する」とある。¹²ここから、孫文が一月一日に就任すること、そして中華民國は陽曆を採用することは、その前日によくやく正式決定されたことがわかる。¹³

西曆一月一日に孫文が就任し民國紀元が採用されることを、前年一二月のうちに報道した新聞記事は見当たらない。『申報』は一月一日に祝辭を寄せ「今日は何の日か。共和民國紀元の第一日であり、大總統就任の最初の日であり、また我が四億の同胞が命運を託し共和を末永く享受する元日である。陽曆で新年にあたるときに、ちょうど民主開幕の當日となったのは、何と輝かしい盛代ではないか」とある。¹⁴これは、當時の報道のなかでも、民國紀元の開始を告げたい早い例であろう。

孫文は、一月一日、上海から南京へと鐵道で移動した。「〔南京の〕下關に着くと禮砲が撃たれてから車は出發し、大總統府に至った。沿道ではあまねく國旗を掲げ、軍隊がびっしり配置され、市民の歡喜は最高潮に達した。總統府に入るとすぐ就任誓詞と宣言書が宣布された」。¹⁵ここにいう總統府は、清朝時代の兩江總督衙門であった。この記述が正しいとすれば、誓詞と宣言書は事前に準備されていたことになり、南京到着時点の孫文がこの二種の文書の内容を正確に把握していた可能性は低い。

英字紙の報道によれば、孫文がその衙門近くに着いたのは午後六時一五分であり、式典は一〇時半に始まったという。衙門に到着したときの孫文は、軍帽 (a military cap) を手に持ち、軍服のように仕立てられた無地のカーキ色のスーツ (a plain khaki suit of military cut) を着ていた。その服には、肩章やモールドは附いていなかった。また、軍用のゆつたりしたケープをまとうていた¹⁶⁾。式典における孫文の服装を示す史料は見いだせないが、ケープを脱いだばかりは到着時の服装のままだつたと、ひとまず考えておきたい。

『民立報』の報道によれば、臨時大總統受任禮は、次のように執り行なわれた。

昨晚〔一月一日の晩〕一一時に大總統が大公堂に現れると、海軍・陸軍の代表および各省の公民代表は一齊に歡聲をあげ、萬歳の聲は天地を振るわせた。軍樂を奏した後、代表團は景帝召〔耀月〕君を推して選出の様子を報告させた。いわく、「今日の擧は五千年の歴史上、未曾有のことです。わが國民の願いと、共和政府の成立そして滿洲專制政府の打倒であり、政府がすべての人に自由・幸福を享受させることです。孫先生は、近代革命の創始者であり、政治の學識に富んでいます。各省の公民が選出し、今日、就任されるにあたり、孫先生が常に國民の自由を愛護し、國民の期待に背かぬように願います。そして、どうか總統、宣誓ください」と。

總統は大きな聲で次のような誓詞を述べた。「滿清の專制政府を顛覆させ、中華民國を強固にし、民の生活・幸福のため圖ることが國民の總意であり、私はまさにそれに従い、國に忠實に、人々のために働きます。專制政府が倒れ、國內に變亂がなくなつて、民國が世界に屹立し列國から公認されたなら、そのとき、私は臨時大總統の職から離れるべきです。謹んで、これを國民に誓います」。

代表團の景君は續いて歡迎の言葉を讀んだ。大意は「憲法に違ふなかれ。民意に違ふなかれ。惡人を用いるなかれ。徳ならざることをなすなかれ」などというものだった。そして、大總統の印綬を與えた。それには「中華民國臨時大總統之印」とあった。

總統はそれで宣言書に押印し、胡漢民君が宣言書を代讀した（これは新聞の最初を見よ）。また、海陸軍人代表の徐紹楨總司令が大きな聲で頌詞を讀み、心から歓迎する氣持を示した。總統はそれに應え、全力を盡くして國民の總意にかなうように努力することを誓う旨を述べた。續いて、代表たちおよび海陸軍人たちは大きな聲で「中華共和萬歲」と三回叫んだ。こうして儀式が終わると軍樂が演奏され解散となった。⁽¹⁷⁾

このように、式典は孫文の南京到着の都合によって深夜に開催され、比較的簡潔なものであった。なお、日本の南京領事鈴木榮作の報告に據れば、式典がひとまず済んだあと、臨時政府組織について二、三論議した後、午前二時に萬歳の聲で終了したという。⁽¹⁸⁾

この式次第には、いくつか検討を要する點がある。まず孫文の宣誓である。それに先立って、景耀月が代表團のなかから選ばれて孫文選出について報告している。景耀月は同盟會員であり、このとき山西省の代表として南京において臨時政府の成立を劃策していた。⁽¹⁹⁾ 景耀月の發言によれば、「各省の公民」が孫文を選出したということに正統性の根拠がおかれ、ついで孫文の宣誓を求めた。

中華書局本の『孫中山全集』には、この報道に引用されるのとはほぼ同文の誓詞が収録されており、中國歴史博物館所藏の原文書の寫眞に基づく注記されている。また同書の口繪にその寫眞版が掲げられているのを見ると、おそらく孫文の筆跡だろうという感じを受け、孫文という署名の下に私印と思われるものが押してある。⁽²⁰⁾

ここで十分な留意に値するのは、孫文の誓詞には、中華民國のために働くというだけではなくて、中華民國の體制が安定をみたならば孫文は臨時大總統の職を辞するということも含まれていたことである。この辞任規定は、一見すると奇妙かもしれないが、實は不可缺な項目であった。そもそも、孫文が就任するにあたり任期は定められておらず、それが「臨時」の職であることも、この辞任規定の形で明示しておく必要があったからであろう。

さて、續いて大總統の印綬を與えたのは、やはり各省代表の代表である景耀月である。孫文はこの職印を宣言書に押し

た。宣言書は、やはり中華書局本『孫中山全集』に収録されており、その典拠は廣州市博物館所蔵の原件とある。それと同一と思われる文書「中華民國大總統孫文宣言書」が一九六〇年代に購入されたときの紹介文によれば、縦〇・六八メートル、横一メートルで道林紙の石印版だという。この紹介文に附された寫眞、または近年の鮮明な寫眞によれば、筆跡から判断しておそらく孫文の親筆にもとづいて印刷したものではなく、孫文の署名もないが、篆書で「中華民國臨時大總統之印」と書かれているらしい押印がある。⁽²¹⁾日本の南京領事鈴木によれば、胡漢民が代讀した宣言書の起草者は汪精衛だとい⁽²²⁾う。

最後に、海陸軍人代表の徐紹楨總司令が頌詞を讀んでいることは、各省代表だけでなく、革命の歸趨に大きな役割を果たしてきた軍人たちも孫文を支持する姿勢を明示するという政治的意味があったと言えるだろう。孫文も軍服のような服装で式典會場に現れており、音楽も軍樂であるから、軍事的な要素が多く盛り込まれた就任儀禮であったことになる。依然として内戦の續くなかで、孫文こそが革命軍を率いる總司令官だという立場を示唆しようとしていたという見方もできよう。

この式典の準備過程についての詳細は不明だが、投票による孫文の選出から數日で式典に至っていることから、式典準備そのものが倉卒のうちに行なわれたと考えられる。孫文の劇的な南京到着もぎりぎりの日程であり、一月一日といっても夜遅くの式典となってしまったのである。會場設營や式次第は、南京にいた者が準備して、孫文を待ち受けていたとみるのが自然であろう。

以上からみると、十七省代表が投票によって孫文を臨時大總統に選出したという経緯を踏まえて、孫文に誓いを立てさせるということが式典の中核に置かれていると考えて良い。この誓詞は孫文の地位に初めから條件をつけ、清朝が滅び國內が安定して民國から國際承認を受けたら臨時大總統を辭任しなければならないことを規定したのである。⁽²⁴⁾

この誓詞の内容を理解するために、孫文が上海に到着する前の情勢を振り返ることが必要であろう。南北の軍事的對立

のなかで、その講和を進めようとしていた黄興は、袁世凱の共和支持を条件に、民國大總統に推すことを約束していたのであった。黄興から汪精衛あての電報（一九二二年二月九日）には次のようにある。汪精衛は當時、北京にいて袁世凱と密に聯絡をとっていた。

袁世凱氏は雄才あり英略にとみ、かねてから全國の大きな期待を負っていて大局を見わたすことができます。もし民軍と一致して行動し速やかに滿清政府を倒してくれるなら、全國の大勢を早く安定させ、外國人が早く〔中華民國を〕承認することになり、それこそが全國すべての人が望むところです。中華民國大統領の地位には必ずや袁世凱氏が選出されるでしょう。しかし、現在の事態は切迫しており、内外はみな民軍の舉動に注目しています。早く臨時政府を作らなければ現状を維持し進展を圖るのが難しいでしょう。いま既に各省の代表は私を大統領に選んで臨時政府を組織させようとしていて、私は力を盡くして断っているもの、なかなか許してもらえません。もしも断り切れなければ、私は各省代表の要請に従ってひとまず臨時大元帥になって専ら北伐を擔當するほかありませんが、袁世凱氏が事を擧げるのを待つてすぐ辭職し、袁世凱氏にお願いして中華民國の大統領になって正式な政府を組織してもらいます。⁽²⁵⁾

これは、袁世凱を共和陣營につけるための、黄興の調略活動である。ここで注目すべきことは、波線の内容が後の孫文の誓詞とよく似ている言い方で中華民國の安定への期待を述べていることで、しかも、正規の「大統領」に袁世凱が就任することが約束されていることである。

ここからわかるように、黄興は、自分が「臨時大元帥」となって民國の暫定政權を作り、それを袁世凱に渡すことを想定していた。しかし、黎元洪の處遇をめぐる話がもめて暫定政權成立が遅れていたところ、一二月二五日に孫文が歸國して上海に現れた。⁽²⁶⁾ こうして、二九日の大總統選舉で孫文が當選したので、孫文がその暫定政權首班の役割を引き受けることになった。黄興としては、上記の書簡中の波線の條件が満たされたならば政權を袁世凱に渡さねばならないので、孫

文にも初めからそれを承諾させておく必要があった。それゆえ、孫文が國民に誓った誓詞は、必ずしも孫文が自分の意思で作文したのではなく、黃興の意をうけた誰か別の起草者がいたとみるのが妥当であろう。

孫文の當選を知った袁世凱が孫文に電報を送り、君主制か共和制か未定なのに臨時政府ができるという話があるのは如何なることかと問い質したところ、孫文は、次のように袁世凱に向けて返電している。

私は、南北の戦争によって人民が苦しむのに耐えられませんので、決して南北講和に反対ではありません。民主（共和制）・君主（君主制）についてはもはや議論する餘地はありませんが、貴殿の苦心は、わかる人にはわかります。もし貴殿の力によって戦争をせずに國民の念願を實現し、民族の調和を保ち、清朝の皇室も安全を確保するならば、萬事が丸く収まります。功績ある者を推舉し、能力ある者に地位を譲るのは、公論というものです。私は、各省の推舉を受けて「臨時大總統になりましたが」誓詞もきちんとあります。つまらぬ私の心は、お天道様もご覽になります。もし私が何かを企んでいるとお考えならば、それは誤解です。

この電報が誓詞について特に言及しているのは、やはり孫文の辭任についての文言があることを強調する意圖によると考えるべきであろう。こう考えるならば、誓詞における孫文の辭任規定は、文章上は國民に對して誓ったことになっているが、實質的には袁世凱に對して讓位を約束したものであることを、孫文も十分に了解していたのである。「功績ある者を推舉し、能力ある者に地位を譲るのは、公論というものです」という表現も、それを示している。

二 袁世凱の臨時大總統就任

1 袁世凱の北京政權の成立

北京では、宣統三年も年末に近づいた一九二二年二月二日（宣統三年二月二五日）、朝廷は詔書により統治の任から

退いた。いわゆる遜位である。具體的には、今後は「共和立憲國體」とし、袁世凱に全権をもつて「臨時共和政府」を組織させるとした。そして皇室などの優待条件も別途、定められた。⁽²⁹⁾これを北京駐在の各國公使あてに通知する照會には、袁世凱の肩書として「全權組織中華民國臨時政府首領袁」と記されていた。⁽³⁰⁾同日に伊集院彦吉公使が東京の内田康哉外相にあてた電報にも、袁世凱が「中華民國臨時政府」を組織したとの通告があったことが報告されている。⁽³¹⁾

翌日、袁世凱は、二つの布告を發した。官衙の官僚に對してはこれまで通りの職務を續けるように指示し、軍隊・警察に對しては治安の維持に努めるように命じた。この際の袁世凱の肩書は、政權の公報において「全權組織臨時共和政府袁」と記されていた。⁽³²⁾

このように袁世凱の職位の名稱には多少の相違があつた。特に注目し値するのが、中華民國という國名が使われている點である。二月一三日、日本政府が駐日公使から受けた通知にも、國號を「大中華民國」に定めるといふ點が含まれていた。⁽³³⁾

袁世凱の新政權が（大）中華民國を國號とした経緯を示す史料は見当たらない。この國號を用いた根據としてまず考えられるのは、遜位の上諭のなかに、袁世凱の組織する政權に望むこととして、「これまで通り滿漢蒙回藏の五族を合わせ領土を全て保つて、一大中華民國となす」といふ表現が見えることであろう。もちろん南京には既に中華民國臨時政府が存在していたが、それとは別に袁世凱自身も北京に中華民國臨時政府を組織したと主張しようとしていたことになる。

續いて、二月一五日、南京の臨時參議院は袁世凱を中華民國臨時大總統に選出した。同日、臨時參議院が袁世凱に送つた電文には次のようである。

袁慰亭先生。昨日、孫大總統の辭職を本院が承認したことは、すでに電報でお知らせした通りです。本日は、臨時大總統選舉會を開き、滿場一致で先生を臨時大總統に選出しました。そもそも世界の歴史のなかで大總統の選舉で滿場一致だったのは、ワシントンただ一人です。あなたは、それを再び實現したのです。我々一同大いに幸いとするのは、

あなたが世界で第二のワシントンとなり、我が中華民國の第一のワシントンとなったことです。統一の偉業と共和の幸福は、まさに今日その基がつけられました。どうか電報を受け取ったらすぐ南京の參議院にいらして就任し、全國の希望に添うようにしてください。共和萬歲。中華民國萬歲。⁽³⁵⁾

ここでまず留意すべきことは、袁世凱（字は慰亭）を呼ぶのに單に「先生」と呼んでいることである（袁世凱の當時の地位を尊重するならば「袁全權」と呼ぶべきであろう）。南京の臨時參議院は自ら作り出す正統性のなかに袁世凱を取り込もうとし、袁世凱が清朝から全權を委ねられたということを取敢えて無視していると理解できるだろう。

なお、右に引用した電文はことさら満場一致を強調しているが、そもそも南京の臨時參議院がどこまで民意を反映しているのかという疑問は残っていた。とりわけ革命政權の成立していない北方の諸省からの代表の立場には不明瞭な點があると見えよう。實は、袁世凱政權の發行する公報には、「天津來電」「順直諮議局來電」「開封來電」などが掲載されている。⁽³⁶⁾これらは、北京政府に従っている各地域の官僚・軍人や紳士たちの期待として、袁世凱が臨時大總統となつて南北統一政府を率いることを願う内容である。このようにして、南京の投票結果ほど明瞭ではないにしても、一應は北方の民意も確認した形式が整えられていたことになるだろう。これら電報は、袁世凱の意を受けて準備されたと考えて良いだろうが、臨時參議院の選舉結果を補足する意味を有していると同時に、袁世凱が臨時參議院とは別個に正統性を調達しようとする工夫をこらしていたことも示している。

袁世凱は二月一日に孫文や臨時參議院などにあてた電報で、次のように述べている。

孫大總統の電報のなかで論じられているように、共和政府は清帝の委任によつて組織することはできないというのは、全く當を得ています。現在、北方各省の軍隊および全蒙古の代表はいずれも書簡・電報によつて臨時大總統に推舉してください。清帝の委任ということはもう論じる意味はありません。⁽³⁷⁾

ここで袁世凱は、朝廷から全權を託されたということは、南京側を説得する根據としては無力であることを認めたくえで、

それは措くとしても、北方では民意を得て自分が軍事力を握っていることを主張していることになる。

この時点で、袁世凱は北京の政府を實質的に掌握していたものの、中央政權としての政治的正統性はやや不確かなものであった。清朝からの委任、南京の臨時參議院から得た臨時大總統の選舉結果、そして北方における民意の支持は、それぞれ意味を持っていたが、どれかに全面的に依據できるものではなかった。

二月一四日、おそらく袁世凱の意を受けて、曹汝霖が日本公使館を訪れた。曹は伊集院公使に對して「此際南京行を承諾するときは國民に對し、恰も大統領就任を希望せるが爲、皇帝の辭位を行いたるが如き印象を與え、甚だ好ましからざるに付」、南京には行かないと説明した。伊集院の觀察では「又々進退兩難の羽目に陥り」、各國公使に泣きついていると思われた。³⁸ ここには、袁世凱が直面していた正統性確保の困難さが看破されていると言えるだろう。もしも南京に行けば、袁世凱が清朝を裏切ったことが明々白々となるだけでなく、北京で既に掌握している實權すら手放すことになる危険がある。

なお、北京では二月一八日（農曆正月元日）から陽曆が採用され、民國元年という言い方が公式に採用された。³⁹ 曆は早くも統一されたのである。

2 袁世凱の就任儀禮

前述のように二月一五日、袁世凱は臨時大總統に選出され、南京に來て就任するように要請された。これに對し、翌日、彼は臨時參議院および孫文に對して電報を送り、南京から專使（特に派遣される使節）が派遣されるのを待つて相談したいと述べた。⁴⁰

南京の臨時政府は、袁世凱を南京に迎えるための使節團を派遣することとした。專使は教育部總長の蔡元培で、他に、歡迎員として魏宸組・鈕永建・汪精衛・宋教仁・王正廷などが選ばれた。彼らは、二月二一日に出發した。⁴¹

孫文や臨時參議院としては、袁世凱を南京に來させることで二つの政府を合同させるつもりであった。孫文が、(おそろく蔡元培に託して)⁽⁴²⁾袁世凱に送った書簡には次のようにある。

今、最も急を要することとして、新民國の暫定中央機關の所在地は、内外の人々が仰ぎ見るところであつて、天下にかつての朝廷が變わらずにあるように思わせてはなりませんし、官僚たちにこれまでの政府が續いているように感じさせてもなりません。とすれば、燕京(北京)を當面は政府所在地とせず、江寧(南京)に新都を創建するのは、貴殿が私とともに國民に同意するというだけではなく、およそ南北で共和を主張し、從來の腐敗した官僚政治に嫌氣がさしている諸君も同じ考えでありましょう。將來長期的な首都をどこに置くのがよいか、大局が定まつてから正式な國論によつて決することとし、今のところは豫定すべきではありません。⁽⁴³⁾

右の孫文の文章で、燕京を「政府所在地とせず」と譯したのは原文では「置爲閑邑」であり、ことさらに北京を貶める意味合いがある。もし袁世凱が孫文の期待通りに南京で新政府を組織すれば、清室の意向や北方の民心に反することになりかねず、南京側に寢返つたという汚名を免れないと豫想できただろう。

この後、蔡元培は軍人などから次々と電報を受け取つたが、そのなかには袁世凱が北京で臨時大總統に就任するのを望むものが多く含まれていた。⁽⁴⁴⁾また、蒙古聯合會は袁世凱あての書簡で「今ここに南京で就任するという議論があり、それが漢族の利害得失に關係する點について本會はひとまず深く論じませんが、わが蒙古にとっては關係を絶つという意味があるように思われ、實に大きな害をもたらします」⁽⁴⁵⁾と指摘している。これらは、袁世凱の意向に沿つた意見表明であるろうが、北京を含む北方において活動していた諸勢力にとつて、南京に中央政府が移轉することに反対するのは當然と言える。

そのようななか、二月二十九日には北京で兵變が起こり、ついで天津・保定にも及んだ。このような北方の混亂に鑑みて、三月六日、蔡元培らは臨時參議院あての電報で「袁君は大總統に選出されたものの、まだ正式就任していないため、命令を發するのに多くの困難があり、そこで北方諸省は日に日に恐怖におびえ、無政府の恐れがあります」と述べ、袁世凱が

南京に來れない狀況のもとで速やかに政權を構築する必要があることを訴えた。⁽⁴⁶⁾

そこで、同日、南京の臨時參議院も、今後の手續きとして六か條を提示しながら、袁世凱が北京で就任（原文は「受職」）することを認めるに至った。⁽⁴⁷⁾ また、孫文もこれに同意し、また黎元洪副總統が南京で代理として就任するという案も不要とした。⁽⁴⁸⁾

六か條の一つに基づき、三月八日、袁世凱は臨時參議院に對し、宣誓文を電報で送った。

民國の成立にあたっては、あらゆることに對處しなければなりません。私は、全力を盡くして共和の精神を發揚し、專制の汚穢を洗い流すことを心より願います。謹んで憲法を守り、國民の願望に基づき、國家を安全堅固にし、五大民族がみな安樂に過ごせるようにすることを求めます。これらのことを、きつと眞摯に實行に移します。國會が召集され第一期の大總統が選出されたら、私はすぐ辭職します。謹んで衷心より同胞に誓います。⁽⁴⁹⁾

三月九日、これを受けた臨時參議院は、袁世凱が三月一〇日に就任することを承認し、全國に通告した。臨時參議院による祝文には、臨時約法の遵守を要請する言葉も含まれていた。⁽⁵⁰⁾

右のごとき経緯をみると、三月一〇日の袁世凱の就任儀禮について、十分な準備時間があったとは考え難い。北京での就任が認められた三月六日から準備を始めたとしても三〜四日の期間しかなかったのであり、しかも臨時參議院の承認を得た三月九日になってようやく翌日の就任日程が正式決定されたとみるべきであろう。

この就任儀禮のプログラムと考えられる「臨時大總統受職禮節次第」という史料が東京の靜嘉堂文庫に残されている。これによれば、次のように式次第が豫定されていた。

- ① 參列者は講堂に集合し、しかるべき順序で並ぶ。
- ② 案内係が大總統を講堂の中央より北寄りに導き、南を向いて直立してもらう。
- ③ 參列者は各自の場所で大總統に向けて鞠躬の禮を行い、大總統は答禮する。

④ 大總統は、宣誓文を讀み上げ、讀み終わったら奏樂がある。

⑤ 參列者は、グループに分かれて大總統の前に来て、鞠躬の禮を行い、大總統は答禮する。禮が終わったら、各自もとの場所に戻る。

⑥ 大總統はドアのところまで来て立ち、參列者は大總統に鞠躬の禮を行い、大總統は答禮して退出する。

⑦ 參列者は順番に退出する。

⑧ 大總統は別室に行き謁見に来た者を順番に接見する。各部の長が連れてきて謁見させる。

⑨ 茶會と奏樂^⑤。

また、「各項參禮人員單」として參列者の一覽名簿もある。

歡迎專使および歡迎員〔蔡元培ら使節團を指す〕

黎〔元洪〕副總統代表および各省總督・都督代表

北京各部の首領・副首領

八旗滿洲・蒙古・漢軍の都統・副都統 每旗一人

軍統・鎮統・協統・統領

海軍艦長

歩軍統領左右翼總兵

順天府尹・大興縣知縣・宛平縣知縣〔北京を治める地方官〕・各省在京紳士 每省一人

滿洲紳士二人

蒙古紳士二人

回族紳士二人

西藏紳士二人

北京市民代表 商務總會二人・總董事會二人⁽⁵²⁾

この参列者を見ると、官僚・軍人・紳士の代表を集め、また可能な限り五族と全國各省の代表を参席させようとしていることがわかる。しかし、準備期間の短さから、實質的には、當時すでに北京にいた者だけが参加するように豫定されていたと言えるだろう。

さて、もうひとつの問題は、外國の公使たちの出席の可能性であった。イギリス側の史料によれば、外務部首領の胡惟徳がイギリス公使ジョーダンを訪問し外國人を式典に招くことの是非を相談した。ジョーダンは、正式な招待を受けても困るので、單に通知のみにして欲しいと回答した。しかし、胡惟徳は、それでもジョーダンに外交團會議を開くように依頼し、参列を希望する外國人客がいれば應對できるように中國政府は準備する旨を外交團に知らせてほしいと要請した。三月八日づけで胡惟徳は就任式についての通知を送ってきて、本國政府に傳達するように願った。三月九日には外交團會議が開かれ、「いかなる資格であろうとその式典に参加するのは避けるほかない」として一同不参加を決議した。⁽⁵³⁾

いうまでもなく、この背景には、各國が中華民國の袁世凱政權を承認するか否かという問題があった。なお、外交團の取り決めに反して、アメリカ公使館から駐在武官・一等書記官・中國人書記官が式典に出席したという。⁽⁵⁴⁾

以上の経緯を経て、三月一〇日の式典當日に至った。その模様について『順天時報』は次のように報道している。

この日、午後二時、召集された列席者は、いずれも石大人胡同の外務部迎賓館大樓の各室に分かれて座っていた。二時を過ぎると、特別に遣わされた案内人が順々に各處の代表および参席者たちをグループごとに講堂に並んで立たせた。贊禮員（司會進行係）が謹んで總統の入場を求めた。このとき、袁總統は講堂の左の部屋から誘導係二名・附き従う護衛の武官四名・祕書二名に連れられ一群となって現れた。宿衛軍數十人が室内に整列し、各國の報道記者約十數人が来ていた。整然とした秩序、清澄なる軍樂は、實にこの上ない様子だった。参列者は嚴肅な態度で咳一つす

るものがない。大總統は威儀莊重で、見る者に敬意を生じさせた。そうしたところで宣誓文を読んだ。

〔宣誓文は省略。南京の臨時參議院に送って承認された前引の文面と同じ〕

宣誓文は專使〔蔡元培〕に手渡された。そして、專使から口頭で祝賀の言葉があった。

共和の要義は、「清朝時代の」汚穢を消し去り、民権を促進するにあります。民國は目下、實に多くの困難に直面しており、總統の責任は非常に重いものがあります。この重責を擔い、この困難に對處するには「袁」大總統だけが頼りです。そこで、孫大總統は「袁」大總統の就任日にあたり喜びの氣持ちを示すため自ら祝辭を述べに来たかったものの、急に「南京を」離れることができず、それゆえ特に私が代理として謹んでその祝意をお傳えします。袁總統は答えて、おおむね次のように言った。

現今は至難の時勢であり、重責を私の力量で擔いされるか甚だ不安です。はからずも滿漢蒙回藏五族の同胞から公舉され、さらに孫大總統から後任推薦を受けた以上は、無理にでもその責務を負わないわけにはいきません。今後は全力を盡くして努めることを誓います。加えて、わが五族同胞もまた各々心一つに努力し、ともに責任を果たし眞の共和を促進することを望みます。

その後、式次第に従い、列席者は順番に總統の正面に来て、鞠躬の禮を行った。禮が終わると、總統は退出して講堂の正面の部屋に入り、中央官廳の人員を接見した。この日、各省の都督の代表は僅かに五人、中央官廳の正副首領は九人が來た。都統・副都統も十数人にとどまった。また參席したラマ二名があり、總統が「蔡元培への」返事の言葉を終えたところで正面に来て禮をし、白と青の二色のハタ〔長めの絹布〕を奉呈した。總統もハタをお返しし、もらったハタを身に着けた。これはモンゴルで最高の優待を示す儀式である。

會場の雰囲気は嚴肅であったが、列席者たちは皆そそくさと禮を行った。また、各國公使も來なかつた。中國は五族共和となつた「民國になつた」ものの、各國はまだ正式に承認していないので、各國公使の姿が無かつたのである。

これも中華民國の政權が統一されて最初の大總統就任日の缺點であつた。⁽⁵⁵⁾

この報道を行なつた記者も、式典の場にいたと考えるべきであろう。なお、もともと豫定された式次第から變更ないし追加されたのは次の三點であつた。(1) 誓いの言葉の書面を蔡元培が(南京に持ち歸るため)受け取つたこと、(2) 袁世凱と蔡元培の言葉のやりとりがあつたこと、(3) ラマによるハタ奉呈があつたこと。⁽⁵⁶⁾ ただし、袁世凱と蔡元培のやりとりは口頭であるため、報道によって多少の相違がある。『民立報』によれば蔡元培は、現在において「最も重要なのは國會を召集し憲法を確定するという諸事だ」と言っている。

なお、式典において袁世凱は軍の制服を着用しており、参列者の多くはフロック・コートまたは制服を着ていた(もちろんラマは黄色の法衣であつた)。⁽⁵⁸⁾

この會場の様子は、圖1のような位置關係になつていた。⁽⁵⁹⁾

この就任儀禮の核心は、袁世凱の宣誓にある。大總統の正面に蔡元培たち歓迎團が立ち並んでいる。宣誓文は蔡元培に渡され、そのあとで蔡元培が孫文の代理として祝辭を述べていることから、南京側が袁世凱を臨時大總統として承認する儀式であつたことになる。そもそも袁世凱を臨時大總統に選出したのは南京の臨時參議院なのであるから、それは當然である。第一期の大總統が選出されたら辭職するという規定も留意に値する。

しかし、この式典の準備は、ほぼ袁世凱の政府が擔當したと考えられる。その意味で、北京の政權を正統化するという役割をこの儀式が果たしていたことに注目したい。すなわち、北京の中央官廳の長や主な軍人が出席し、袁世凱の接見を受けることで、北京における既存の政府と軍の機構が暫定的に中華民國の制度のなかに位置づけられたことになる。

清室が遜位した後、北京の政府の正統性は、袁世凱が「全權をもつて臨時共和政府を組織させる」ように清朝から命じられたことに根據を置いていたはずである。しかし、この臨時大總統の就任儀禮には、清室の代表は招かれていない。むしろ、南京において臨時大總統に選出されたという新しい正統性に依據しながら、袁世凱が北京の政權を掌握しな

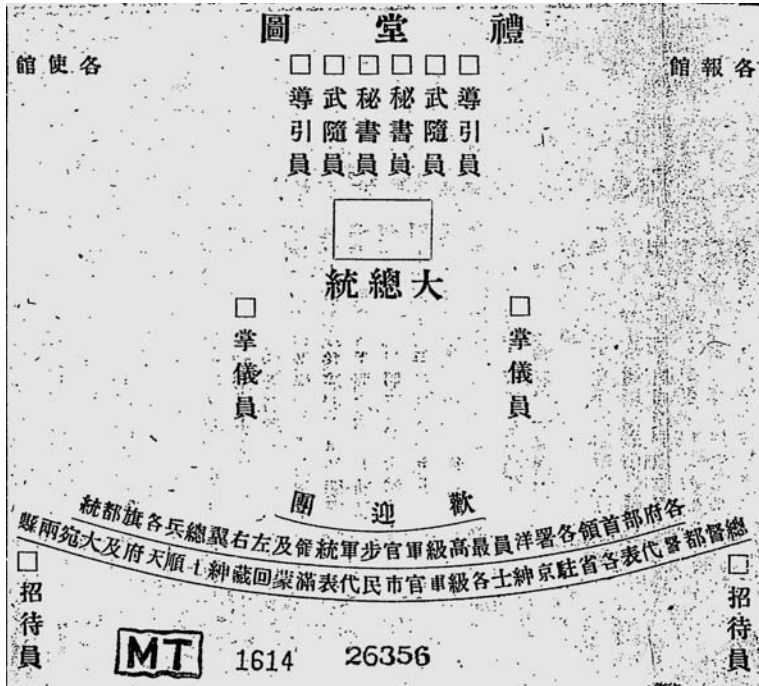


圖1 袁世凱の臨時大總統就任式典（1912年3月10日）の會場圖

典據：日本外務省記録に含まれる『北京日報』1912年3月11日記事の切り抜き。なお、下のほうに見えるMTの文字と數字は、マイクロフィルム撮影時に附されたものである。

のが、この就任儀禮であつたことになる。⁽⁶⁰⁾

他方で、袁世凱は南京側とは區別された正統性の原理をも盛り込もうとしていたことに注目したい。袁世凱は、蔡元培の祝辭に對する答辭のなかで、臨時大總統に就任する理由として、孫文から推薦されたこと（つまり、その結果として臨時參議院で選出されたこと）だけでなく、「滿漢蒙回藏五族の同胞から公舉された」ことを擧げている。⁽⁶¹⁾ 後者は、南京に由來する正統性とは異なる要素を織り込もうとする袁世凱の意思を示していると言えるだろう。⁽⁶²⁾ しかし、「公舉された」といっても、それほど明瞭な根據があるわけではない。一應それに相當するのは、北方各省や蒙古王公聯合會が袁世凱を臨時大總統に推した電文であろう。⁽⁶³⁾ ラマによるハタ奉呈という演出は、そのような根據薄弱な點を曖昧な形ながら埋めあわせるような役割を期待されていたと見られる。

なお、この時点では、孫文は臨時大總統を辭任することを宣言していたが、まだ辭任していない。すなわち、臨時大總統が北京と南京に一時的に併存していることになる。孫文が辭任するのは、新政權の組閣が終わり國務總理の唐紹儀が南京にきて引き継ぎを行った四月一日のことである。⁶⁴

三 袁世凱の正式大總統就任

一九一三年、國民黨による反政府蜂起が鎮壓された後、憲法の制定に先立って正式の大總統を選出することになった。一〇月六日に衆議院・參議院の議員が集まって大總統の選舉を實施し、袁世凱が當選した。

大總統の就任式は國慶日の一〇月一日に行なわれた。當時の狀況から言えば、このような選舉そして就任の日程は或る程度は豫期されるものであった。⁶⁵とはいえ、やはり就任式の準備が本格的に進められたのは、一〇月六日の當選の後であらう。

とすれば、就任式まで数日の準備期間しか無かったことになる。これは、事前に發表された列席豫定者の一覽にも示唆されている。式の執行に関わる人員の他に、祝賀のため參席する者は、次のように指示された。①國會議長、副議長、議員。②國務員（閣僚）。③簡任官（官位の高い官僚）全體。薦任官は各院・各部から十二人、各局・各處から四人。各旗から三人。司法官は全體で百人。④陸海軍官は全體で二百人。⑤北京市民代表二名。⑥王公世爵。⑦ラマは百人以内。すなわち、ほぼ北京在住の者だけであり、遠方からの招待客は豫定されていなかったと見てよい。

就任式は太和殿で行われることになり、内務部が数日間て設營した。中央には大總統が宣誓する臺を置いたが、それは殿中の暖閣から寶座を撤去した臺であった。内務部から派遣された準備員たちは、武英殿を事務所とした。⁶⁷

就任式當日の實際の進行は、新聞報道によれば、次のようであった。當日は朝から小雨だったが、一〇時ぐらいに止んだ。袁世凱は、九時半に〔住んでいた〕中海を出發した。淡藍色（みずいろ）の陸軍大元帥の制服を着て、十餘名の軍官

に随侍されながら美しい車に乗って天安門に入った。軍樂隊がそれを迎えた。橋のところで車を降りて紅色の肩輿（こし）に乗り換え、保和殿で休息した。式典は一〇時五五分に始まった。

まず段祺瑞以下の諸武官が護衛のため登壇した。典禮官が「脱帽」と言うと、列席者は鞠躬の禮を行った。總統も鞠躬の答禮を行った。袁世凱は宣誓として、「私は至誠をもって憲法を遵守し大總統の職務を遂行することを誓います」と述べた。續いて袁世凱は、宣言書を読み上げた。読み終えようと、皆で「萬歳」と叫んだ。そして、總統は臺から降りて休息室に入り、參列者も退席した。

續いて外交團が臺の下に整列した。總統は臺をまわって前に進み會見した。スペイン公使が各國を代表して祝辭を述べ、中國語に通譯された。その内容は、既存の條約などの遵守が先ほどの宣言書に含まれていることを評價するものであった。袁世凱がそれに答え、條約の遵守を確認した。孫寶琦外交總長が各公使の着任の順序で一人一人正式に紹介し、握手して言葉を交わした。各公使は公使館員を紹介し、總統はそれぞれについて答禮をした。スペイン公使パストル (Luis Pastor) が代表者となったのは、外交團の首席だからである。

外交團が退出したあと、清の皇室代表の溥倫貝子の接見があり、溥倫は總統の面前で宣統帝名義の祝辭を述べた。このなかで、宣統帝は朕を自稱し、日附も「宣統癸丑九月十一日」となっている。また、溥倫は自ら祝辭を述べた。總統は溥倫に向かって「清室に對する」返事を行った。

式典が終わると武英殿において茶菓がふるまわれた。その後、袁世凱はいったん休息室に入った後、輿に乗って天安門に至り、樓上から閱兵を行った。

以上の式次第については、事前に國務院から「大總統受任禮節」が發表されていたが、ほぼその通りに進行したといえる。ただし開始時間は豫定の時刻から少し遅れ、出席した國會議員も三分の一にとどまった。なお、式典の終了後には、宮門が開放されて券を持つ者は自由に參觀できた。午後二時、南苑の航空學校から一機の飛行機が飛んできて會場の上を

一巡した。また天津の體育商團數百名が式典會場の前で禮を行なった。⁽⁷⁶⁾ これらも、閱兵と同様に、大總統が掌握する軍事權を示す意味が込められていたと考えられる。

この式典のなかで最も重要なのは大總統の宣誓というべきだが、宣誓の文言は大總統選舉法第四條において定められている簡明なものに過ぎない。宣誓の内容は、要するに憲法の遵守であるが、この時点では憲法はまだ制定されていないので、大總統選舉法附則により大總統の職權は臨時約法の規定を準用することになっていた。⁽⁷⁷⁾

新聞報道によれば、袁世凱はまず慶祝してから宣誓を行なうつもりであったが、國會議員の反對により宣誓を先にすることになったという。ここでいう慶祝の意味は漠然としているが、列席者が然るべき禮を行なうことを指すものと思われる。宣誓のときには國會議員が正面に立ち、行政官がその兩側にいた。こうして國會議員に向かって宣誓する形がとられたことになる。⁽⁷⁸⁾

さて、この式典で、まず注目されるのは、かつて清朝皇帝の公式行事に用いられた太和殿を會場として利用していることである。この時期の總統府は中南海にあり、袁世凱はそこに住んでいたが、中南海の建物に比べても、太和殿は中が廣くて大人數を收容するのに適していたゆえに會場として選ばれたと考えられる。加えて、清朝にとって重要な儀式が行なわれてきた宮殿を改造して利用することによって、清朝と袁世凱政權とのあいだの聯續性と不聯續性を巧みに演出したものと見る事ができるだろう。

式典における清朝の位置づけもたいへん微妙なものである。この就任式の核心をなす宣誓と宣言書の読み上げの儀式には、清室の代表は列席していない。ただし、豫定の段階から、清室の代表が各國外交團のあとに祝辭を述べることになっており、實際に溥倫によって溥儀の祝辭が届けられたのであった。それによれば、「思うに、民軍が興ってから隆裕皇太后は人民が塗炭の苦しみを受けることを憐み、速やかに南北決裂の争いを止めさせようとして、貴殿の器量をみこんで政權を共和政府に譲り、東亞第一の強國を作り上げることが強く願った。朕は、貴殿が大總統選舉法によって國民議會に

よって正式に民國の大總統に選出されたことを深く喜ぶ⁽⁷⁹⁾とある。これは、清朝時代に國書に用いられた黄紙龍邊の用紙を用いていた⁽⁸⁰⁾。事前に定められた式次第によれば、大總統は南面して清皇室の代表に向かい、互いに鞠躬の禮を行うとともに、握手をすることも定められていた⁽⁸¹⁾。

溥儀は優待條件によつて、外國の君主と同様の禮儀を認められているから、外交團の接見の後に清室による祝辭を置いたとも理解できるが、やはり清朝は單なる外國ではなく、その特殊な地位は明白である。清朝の遜位と袁世凱の權力掌握の經緯を指摘しながらも、祝辭全體の趣旨としては、國會による大總統選出に袁世凱政權の正統性を求める態度を示している。このように清室の祝辭においても、清朝からの權力繼承を曖昧に示唆しながら、正面からの論理としては選舉による選出という正統性原理が強調されているのである。

それから、今回の就任式では、一九一二年の臨時大總統就任式とは異なり、外國の公使たちが列席していることも重要である。それは、袁世凱が一〇月六日に大總統に當選した後に、多くの國（日・澳・西・獨・露・伊・佛・英など）が次々と中華民國を承認したからである⁽⁸²⁾。先にも觸れたように、大總統宣言書のなかには、清朝および中華民國臨時政府が締結した條約などを遵守し、また外國人がこれまで各種法規等によつて認められてきた權利が保障されるようにすることが聲明されていた⁽⁸³⁾。この背景には、外交交渉の經緯があつた。

イギリス政府としては、中華民國の「承認は列國同時にすることを要し、且條約及慣行等に基く國際義務は之を尊重する旨、承認前支那政府をして正式に聲明せしむ様致したし」という立場を取つていた。この聲明については、各國が具體的に提案を行なつた。實は、日本の北京駐在公使伊集院彦吉の私案漢文（英國公使館との相談によつて修正された文章）は、わずかな修正を経て大總統の聲明文に組み込まれたことが、文面を比較することで容易にわかる。にもかかわらず、北京外交團の合意事項（九月三〇日）によれば「此聲明は支那側任意に之をなす姿たるべき事」というのであつた⁽⁸⁴⁾。

もうひとつ注意しておくべきことは、敢えて國慶日（二〇月一〇日）に就任式を重ねたことは何を意味するのかという

ことである。『順天時報』の記者は、前年に先農壇で開催された第一回の「共和紀念大會」の盛大であったことを思い、今回も見に行ってみたという。しかし、装飾や展示に見るべきものはなく失望した。とくに「革命首義で命を落とした先烈の遺像・遺物」「辛亥の各地光復の寫眞および紀念品」はすべて撤去されており、掲げられているのは現在の正副總統の畫像のほか、清朝時代の内閣總理などが多くを占めていた。なかでも張錫鑿の肖像の上には「民軍（革命軍）」に勝って太原を取り戻した」とあり、「遊覽客はこれを見て、清朝の凌烟閣（功臣を顯彰する施設）なかと疑い、民國の共和紀念會とはわからないだろう」と指弾している。このように、「共和紀念大會」は、革命に殉じた人々を記念するどころか、清朝側で革命軍と戦った人物を顯彰している有様だった。これは、武昌蜂起を記念する國慶日の意味が北京市民には理解されにくかったことを示していると言えるだろう。

このようななかで、大總統の就任式典を同じ日に行なえば、記念日上書きしてしまえば袁世凱政權の記念日にすることができるかもしれない。一應は民國の政權としての聯續性を保ちつつ、南方の反清革命の歴史的意味をなるべく忘却させる効果をもつ可能性があったと考えられるのである。

おわりに

本稿は、大總統の就任式典に注目することによって、中華民國袁世凱政權の正統性の問題について考察しようとした。この問題が複雑な様相を呈した理由の核心には、正統性の由来が二つ存在したことにあった。

ひとつは、孫文の臨時大總統就任によって中華民國の政權が成立したことに由来する。孫文の就任儀禮にみえる辭任誓約は、あからさまに言えば、その地位を袁世凱に譲る豫定を示唆したものであった。その後、袁世凱は、孫文の推舉および南京の臨時參議院による選舉を経て臨時大總統に就任した。この経緯の背後に仕組まれていたのは、袁世凱を革命派による政權樹立の論理のなかに取り込もうとする企圖にほかならない。こうしてみると、孫文の就任儀式における辭任規定

こそが重大な政治的布石であったのであり、かりに孫文自身の内心に不満があったとしても、新政権の暫定的な首班という地位に甘んじなければならなかった。袁世凱としても、南北対立を解消するためには、南方革命政権の正統性を自らのもとに獲得するのが現実的な方途であったが、南京からの推挙を受け入れてしまえば南京臨時政府の正統性の原理を否定することは難しくなる。このように袁世凱と孫文の雙方に妥協を求めような見事な策をめぐらしたのは、特定の人物ではないかもしれないが、その一種の苦肉の策に黃興が關與していたことは、情況證據から推定してよいだろう。

しかし、袁世凱は、全面的に南方革命政権の論理に服従するつもりはなかった。そもそも清朝の遜位詔書は、全権をもって臨時政府を組織することを袁世凱に託していたのであり、これが本稿の立場からみた第二の正統性原理である。彼は、ひとまず北京の既存の政権を掌握したうえで、それを「中華民國臨時政府」と呼んだりした。袁世凱は、臨時大總統就任にあたって、南京の臨時參議院による選舉に加えて、蒙古王公や北方の軍人・紳士たちから推舉されたという形を整えようとした。ここには、南京の臨時參議院が代表しているのは必ずしも全國民ではないという含意があり、南方革命政権と異なる要素を添加することによって、單に南京から移讓されたというのに止まらない、新しい政治的正統性を構築しようとしたのである。しかし、清朝から政権を引き継いだという論理を、臨時大總統の就任儀禮に組み込むことはできなかった。このように、その二つの正統性原理は、本來的に對立する性質があり、兩者を折衷することは非常に困難であった。

一九一三年、内亂（國民黨の立場からは第二革命）を鎮壓した袁世凱は、いよいよ正式に大總統に就任した。その正統性は、國會議員の投票によって選出されたことによる。この就任式典には、南方革命政権と清朝とに由來する二つの正統性原理を踏まえつつ超克しようとする政治的意圖をも讀み取ることができる。

こうして袁世凱は二重の篡奪にある程度成功したと言えるかもしれない。しかし、袁世凱はまだ完全な勝利を収めてはおらず、その政治的正統性に對する異論はありえた。まず清朝への忠誠を誓う遺民たちの一部からは、袁世凱は裏切者と

見なされる恐れがあった。⁸⁶⁾

他方で、革命の正統性を強く訴えて袁世凱を非難する者もいた。孫文は軍事的に敗北したものの、國外で再起をはかっていた。孫文が一九一四年四月に東京で南洋の同志あてに書いた書簡は、堅固な革命組織を作る計画を述べるとともに、次のように指摘していた。

袁世凱が命を受けて總統に就任したことに關して、袁氏は隆裕から命を受けたと自稱し、民國から命を受けたとは考えていなかったのです。當時、私が憤って抗議しようしたのは、大義名分に關わることなので、たとえ再び戦火を交えたとしても、放置してますます好き放題となっていくよりましだと思つたからです。しかし、當時の同志はみな私を叱りつけ、そして大いに反對しました。今日、あるうことか袁氏はその一黨に委囑して命を民國から受けたのではないと宣言しました。この時ようやく、私が當時主張したのは見識があつたことを〔同志は〕悟つたのです。そのほか、南京に建都すること、そして袁氏を南京に來させて就任させるという二點も、私が當時強く主張したのに、まとも同志から反對されたのでした。⁸⁷⁾

ここで孫文が「命を受けた」(受命)と言っているのが、本稿でいう正統性の根據に相當する。これは一九一二年三月に袁世凱が臨時大總統に就任したときのことを振り返って、口惜しい痛恨の思を漏らしている文章である。ここでの孫文の説明は、本稿の内容に照らすとやや單純化されていると思われるが、袁世凱が完全には革命政權の正統性原理に従うつもりはなかつたという點の理解は的を射ている。孫文は、右のような認識に基づいて、打倒袁世凱の動きを續けていくことになる。

孫文の書簡の中で、「命を民國に受けたのではない」と主張した袁世凱の一味とみなされる人物として、まず想起されるのは、袁世凱の法律顧問を務めた有賀長雄である。⁸⁸⁾ 有賀は一九一三年に『觀奕閒評』を刊行し、當時大きな焦點となつていた憲法制定について論じていた。ちょうど袁世凱が正式大總統に就任する前後には、『觀奕閒評』が『順天時報』

や『盛京時報』にも連載されている。このなかで有賀は、袁世凱が清朝から政府の組織を委ねられたことを、民國成立の不可欠の要素として指摘している。⁸⁹⁾

しかし、一九一三年當時の袁世凱政權は依然として南京の臨時參議院の作り出しした枠組みからも正統性を調達していたことは否定できない。袁世凱が正式に大總統となった時点でも、その職權は、かつて南京で制定された臨時約法の規定に根據を置いていたのである。その前提のもとに考えてみるならば、有賀の試みは、革命政權とは異なる正統性の原理が存在することを敢えて主張するものであったと言えるだろう。しかし、袁世凱の正式大總統就任式典における薄儀名義の祝辭にすら、議會による選出を喜ぶという文言があり、清朝による授權を正面から正統性の根據とすることは難しくなっていたことがわかる。

一九一三年一月、憲法の制定がなされないままに、國民黨籍の國會議員が資格剝奪され、國會の開會は不可能となった。一九一四年五月一日には中華民國約法が公布された。過去の研究者は、この新約法が大總統の權限を強化したことを強調してきた。⁹⁰⁾しかし、この新約法は臨時約法とは異なり大總統がどのようにして選ばれるのかという點の規定を缺いているので、大總統の選舉法を別途必要としていたことにも留意すべきであろう。確かに一九一四年一二月には大總統の選舉法が定められ、任期十年で聯任可能とされたので、袁世凱の權力は強化されたように見えるが、かえって政權の正統性については、ますます疑わしいものになってしまったとも言える。⁹¹⁾

換言すれば、これまで袁世凱が苦心しながら利用してきた二つの正統性原理は、次第にその效力を弱めてきたこととなる。その背景には、袁世凱政權としては完全にどちらか一方の原理だけに依據することはできず、しかも、その雙方は相互に矛盾する關係にあったという困難さがあった。このようななかで、二重の篡奪を完成させて全く新しい正統性の原理を創出するために、自ら皇帝となって新王朝を立てるといふ選擇肢が浮上するのは不思議ではない。これまた騎虎の勢いというものである。⁹²⁾

註

- (1) 尾形勇『中國古代の「家」と國家——皇帝支配下の秩序構造』(岩波書店、一九七九年)。金子修一『中國古代皇帝祭祀の研究』(岩波書店、二〇〇六年)。
- (2) 石橋崇雄「清初皇帝權の形成過程——特に『丙子四月(秘錄)登ハン大位檔』にみえる太宗ホン・タイジの皇帝即位記事を中心として」(『東洋史研究』五三卷一號、一九九四年)。なお、清末時期の皇帝即位儀禮についての研究成果は乏しい。王朝の成立期に比べて即位儀禮と正統性の確保を密接に結びつけた分析が難しいというだけでなく、同治・光緒・宣統の諸帝はいずれも幼少期に即位したという特殊性のゆえであらう。
- (3) Henrietta Harrison, *The Making of the Republican Citizen: Political Ceremonies and Symbols in China, 1911-1929* (Oxford: Oxford University Press, 2000). 小野寺史郎『國旗・國歌・國慶——ナショナルリズムとシンボルの中國近代史』(東京大學出版會、二〇一一年)。
- (4) もちろん、袁世凱政權の性格を現實政治の観点から論じることが、今後也不可缺な研究領域であらう。例えば、中央政府と省政府の關係は大きな課題であったが、この点について留意した古典的な研究がある。Ernest P. Young, *The Presidency of Yuan Shih-k'ai: Liberalism and Dictatorship in Early Republican China* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1977)。
- (5) 章永樂『舊邦新造——一九一一—一九一七』(北京大學出版社、二〇一一年)。高全喜『立憲時刻——論「清帝遜位詔書」』(廣西師範大學出版社、二〇一一年)。關聯する議論としては、楊天宏「清帝遜位與五族共和——關於中華民國主權繼承的合法性問題」(『近代史研究』二〇一四年二期)、朱文亮「辛亥革命之際、民軍、稱謂考略——兼論清帝遜位詔書の性質」(同前)。唐啓華「北洋時期的、宣布共和南北統一紀念日」(黃興濤・朱潛主編『清帝遜位與民國肇建』社會科學文獻出版社、二〇一六年)。なお、袁世凱政權の成立経緯についての考察としては、藤岡喜久男「袁世凱の總統就任」(『東洋學報』四八卷三號、一九六五年)が、今なお貴重な指摘を多く含んでいる。
- (6) Joseph W. Eschrick, "Founding a Republic. Electing a President: How Sun Yat-sen Became *Guoifu*," in Eio Shinkichi and Harold Z. Schiffin eds., *China's Republican Revolution* (Tokyo: University of Tokyo Press, 1994)。
- (7) 周知のとおり、この選挙の法的根拠は、一九一一年一月三日に各省代表會が定めた「中華民國臨時政府組織大綱」第一條にある。
- (8) 『民立報』一九一一年二月三〇日「南京電報」。
- (9) 『民立報』一九一二年一月一日「緊要電報」。
- (10) 王有蘭「辛亥革命回憶」(『傳記文學』七卷五期、一九六五年)、「三九—四〇頁」。

- (11) 『民立報』一九二一年二月二八日「南京電報」。王有蘭の説明に不正確な点が含まれることは、すでに先行研究が指摘している。Eshrick, *op. cit.*, p. 142.
- (12) 『民立報』一九二一年一月二日「南京電報」。
- (13) 居正の回想によれば、一月二七日に黃興が南京で各省代表會に對して陽曆と中華民國紀元を採用するように提案して承認されたという。また、王有蘭は、同じ日に上海で孫文と面會したとき同様の提案を受けたとする。他方で、『民立報』記者だった劉星楠の記録によれば、同日には南京の代表會は開會されておらず、黃興が南京で改曆について提案し議決されたのは、一月三一日とされている。本文に引用した黃興の電報に従うならば、劉説が妥當であり、居説には錯誤があると考えられる。居正「辛亥札記」（陳三井・居密編『居正先生全集』上册、中央研究院近代史研究所、一九九八年）、七八頁。王、前掲文、四〇頁。劉星楠遺稿「辛亥各省代表會日誌」（『辛亥革命回憶錄』六集、文史資料出版社、一九八一年）、二五三頁。
- (14) 『申報』一九二一年一月一日「共和國大總統履任祝詞」。
- (15) 『民立報』一九二一年一月三日「緊要電報」。
- (16) "President Sun Yat-sen," *North-China Herald*, Jan. 6, 1912, p. 32.
- (17) 註(15)と同じ。
- (18) 外務省編『日本外交文書』第四四卷第四五卷別冊清國事變（辛亥革命）（日本國際聯合協會、一九六一年）、一一二頁、一九二一年一月三日鈴木領事より内田外相あて電報。
- (19) 居正・孔祥熙「景耀月」（中國國民黨中央委員會黨史編纂委員會編『革命人物誌』一〇集、中央文物出版社、一九七二年）、五〇一頁。
- (20) 廣東省社會科學院歷史研究室ほか編『孫中山全集』（中華書局、一九八二年）、第二卷、一頁、および口繪寫眞より鮮明なカラー寫眞は、例えば故宮博物院編『清史圖典光緒宣統朝』（紫禁城出版社、二〇〇二年）、上册、二〇〇頁に見える。これら寫眞では冒頭が「傾覆滿洲…」となっているのに對し、前に引用した『民立報』では「顛覆滿清…」と始まっているのが、字句の相違である。
- (21) 『孫中山全集』（前掲）、第二卷、一―三頁。
- (22) 雷沃宣・梁國光「廣州發現辛亥革命時期中華民國大總統孫文宣言書」（『文物』一九六五年四期）。朱肉を用いて押印したカラー寫眞は、孫中山紀念館編『孫中山紀念館展覽圖録』（香港）孫中山紀念館、二〇〇六年）、八〇頁に廣州博物館蔵として掲げられている。なお、黃彥編『孫文選集』（廣東人民出版社、二〇〇六年）、二四六―二四七頁所載の同じ文書には「石印原件、廣州博物館蔵」と説明があり、またこの文書は印刷されて光復地區に廣く張り出されたと注記されている。羅家倫主編『革命文獻』第一輯（中央文物供應社、一九五八年）の口繪に掲載される同様の文書は臺灣所蔵と考えられるが、石印の文書であるから、複數枚が現存するのは不思議ではない。孫文が就任式典で押印した文書は、そもそも石印であったのか否かについては明らかにし難いが、その可能性はあると思われる。この宣

宣言書については、片岡一忠「孫文」中華民国臨時大總統宣言書」の異本の存在について」（辛亥革命研究會編『中國近現代史論集——菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院、一九八五年）が當時において可能な限り詳細に検討したが、なお謎が多く残されていた。本稿はその基礎の上に改めて考察を進めた。片岡が問題としていた宣言書の寫眞版と『民立報』や『臨時政府公報』に掲載された版との字句の異同については、孫文ないしその側近が潤色を加えたと考えれば良いだろう。

(23) 註(18)と同じ。なお、原文書には、「汪兆銘ノ寄贈セル大統領宣誓書」とあるが、「寄贈」は電報の假名文字を漢字に直すときの誤りとみて「起草」と訂正した『日本外交文書』に従うべきであろう。JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03050646000（第二八畫像）、清國革命動亂ノ際ニ於ケル各省獨立宣言竝中華民國假政府承認請求一件第一卷（外務省外交史料館一・六・一一五〇）。ただし、鈴木の報告は誓詞と宣言書を混同している嫌いがあるので、慎重に扱う必要がある。

この宣言書は、孫文名義で「滿漢蒙回藏諸族」と稱した最初期の文書であるため、「五族共和」論と孫文の關係という重要問題にもつながる。汪精衛は、當時の孫文の側近の中で、民族問題について理論的な考察に造詣が深く（孫宏雲「汪精衛・梁啓超 革命 論戰的政治學背景」『歴史研究』二〇〇四年五期）、とくに直前まで北方において活動してモンゴル問題の緊要性を理解しようとする人物である

から、この宣言書を起草した十分な可能性があると思われる。この點は、片岡、前掲論文も指摘している。

これとは別の説として、「臨時大總統就職宣言」を起草したのは景耀月だったという、居正らの回想がある（居・孔、前掲文、五〇一頁）。これも、誓詞と宣言書のどちらを指すか疑問の残る表現である。景耀月は、各省代表會を代表する立場にあったことから、宣言書ではなく誓詞を起草したと考えるほうが、理解しやすい。

なお、エシエリツクは、胡漢民が孫文のために宣言書を代讀したことに注目し、個人の辯舌の能力はまだ中國の政治的指導者にとって不可缺ではなかったのだと指摘している。Esherick, *op. cit.*, pp. 147-148. この見方は興味深く、確かに後述のように一九一三年の袁世凱の正式總統就任式典では、袁世凱が自ら宣言書を読み上げているのと異なる。しかし、胡漢民が代讀した宣言書にしても、袁世凱が自分で讀んだ宣言書にしても、政權の理念を莊重な文體で表現しており、施政方針を演説する政治行爲と區別して考えるべきであろう。

(24) このように、辭職規定がこの誓詞の核心をなすという理解は、當時の報道にも見える。『新聞報』一九一二年一月三日「孫大總統誓詞」によれば、孫文の多年の反清活動は、自分の利益のためではないとして、この誓詞の辭職規定について説明し、清朝側の「萬世一統」の表現と對照的だといふ。

(25) 湖南省社會科學院編『黃興集』（中華書局、一九八二年）、

- 九四頁。
- (26) この経緯については、毛注青編著『黃興年譜長編』(中華書局、一九九一年)、二四四～二五一頁参照。
- (27) 『民立報』一九二二年一月六日「緊要電報」。この背景については、永井算巳「辛亥南北議和交渉の経過」(和田博士古稀記念東洋史論叢)講談社、一九六一年)参照。
- (28) 同前。
- (29) 『臨時公報』辛亥年二月二六日、一～六頁。周知のとおり、ここに至るまでに多くの摸索と曲折があったが、本稿では立ち入らない。近年の論考として、李冬木・佐藤海山・吉田富夫「帝國共和…清皇から大聖皇へ——「袁世凱加筆民國憲法草案」について」(『佛教大學文學部論集』九九號、二〇一五年)、駱寶善・劉路生「袁世凱與辛亥革命」(中國社會科學院近代史研究所編『辛亥革命與百年中國——紀念辛亥革命一百周年國際學術研討會論文集』社會科學文獻出版社、二〇一六年)参照。
- (30) 『臨時公報』辛亥年二月二七日、五頁。
- (31) 『日本外交文書』別冊清國事變(前掲)、五六六頁、一九二二年二月二日伊集院公使より内田外相あて電報。
- (32) 『臨時公報』辛亥年二月二七日、一頁。
- (33) 『日本外交文書』別冊清國事變(前掲)、五六六頁、一九二二年二月三日内田外相より伊集院公使あて電報。
- (34) 『臨時公報』辛亥年二月二六日、二頁。
- (35) 『臨時公報』辛亥年二月三〇日、一頁。
- (36) これらは『臨時公報』辛亥年二月二八日、一～三頁に
- みえ、翌日の同公報にも似た電文が掲載されている。
- (37) 『民立報』一九二二年二月十七日「緊要電報」。
- (38) 『日本外交文書』別冊清國事變(前掲)、五七〇頁、一九二二年二月四日伊集院公使より内田外相あて電報。片假名を平假名にし、現代の假名遣いにするなど加工した(以下も日本語史料の引用については同様)。
- (39) 『臨時公報』一九二二年二月二〇日、一頁。なお、一九二二年からの陽曆の採用については、これより先に北京でも、資政院の議論を経て、清廷がそれを認可していた。桑兵「走進共和——日記所見政權更替時期親歷者的心路歷程」(北京師範大學出版社、二〇一六年)、二〇三頁。
- (40) 『臨時公報』壬子年一月一日、一頁。
- (41) 『民立報』一九二二年二月二日「南京電報」、二月二二日「南京專使北上記」。
- (42) 『民立報』一九二二年二月九日「北京電報」によれば、蔡元培は二月二七日に北京に到着して孫文の「咨文」を袁世凱に渡した。内容からみても、ここに引用する書簡が、その「咨文」にあたるものとみてよいだろう。
- (43) 『臨時政府公報』一九二二年二月九日、五～六頁。なお、原文の「新國民」を「新民國」の誤植と考えて訂正した。同じ書簡の中に「新民國」という表現がみえる。
- (44) 例えば張勳・王占元・張錫元・盧永祥・倪嗣冲のほか、京師商務總會も北京を首都とすることを要請している。なお、天津の『大中華日報』同人のように、必ず南京に臨時政府を置くべきだと強く迫る電報もあった。黄彦・李伯新

- 選編『孫中山藏檔選編（辛亥革命前後）』（中華書局、一九八六年）、一二八～一四三頁。
- (46) 『臨時公報』一九二二年三月四日、五頁。
- (47) 『孫中山藏檔選編』（前掲）、一七二～一七三頁。
- (48) 『臨時公報』一九二二年三月九日、三頁。
- (49) 『臨時公報』一九二二年三月一日、五頁。
- (50) 『民立報』一九二二年三月一日「北京電報」。また、袁世凱が三月八日に孫文などの要人に送った電文は、この臨時參議院あて電報を轉送している。中國第二歴史檔案館編『南京臨時政府遺存珍檔』（鳳凰出版社、二〇〇一年）、第四冊、一二七～一二七頁。
- (51) 『臨時公報』一九二二年三月二日、三頁。
- (52) 『袁氏祕函 甲』と題された冊子（靜嘉堂文庫一〇五函三五架）に貼附されている。縦は約二五cm、横は約二四cmの白い用紙に活字印刷されている。その影印は、劉路生・賂寶善・村田雄二郎編『辛亥時期袁世凱祕牘——靜嘉堂文庫藏檔』（中華書局、二〇一四年）、一四二頁に見える。また『順天時報』一九二二年三月一日「袁大總統舉行受任禮紀盛」にも同様の内容が掲載されている。
- (53) 『袁氏祕函 甲』に貼附され、縦は約二四cm、横は二六cmで、「臨時大總統受職禮節次第」と同様の用紙に活字印刷されている。『辛亥時期袁世凱祕牘』（前掲）では一四三頁。
- (54) Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, Political: China, FO371/1316, J. Jordan to E. Grey, No. 118. Mar. 11, 1912. なお、日本の伊集院公使の報告によれば、「胡惟徳は三月八日日本官を訪問の際にも同様のことを内話し居りたるも、本使は元より參席すべきものにあらずと思考し聞流し置きたる次第なるが、英國公使は曩に袁世凱大總統に選舉せられたる折り訪問の行懸もあり今度宣誓式一件を無下に斷わり兼ね外交團會議を催おすに至りたるものらしく〔後略〕」とジョーダンの立場を分析していた。『日本外交文書』別冊清國事變（前掲）、五九七頁、一九二二年三月九日伊集院公使より内田外相あて電報。なお、右の引用では送り假名の明らかな誤字を訂正した。
- (55) (54) 前註に引いたジョーダン報告による。なお、李宗一『袁世凱傳』（中華書局、一九八〇年）、二七〇頁には、ジョーダンが出席したと指摘されているが、當時の華字新聞の誤報によるものであろう。三月一日伊集院公使より内田外相あて書簡には「各國新聞通信員等は案内を受けて參列したるもの少なからざりし由」と指摘されており、外國人記者は出席していた模様である。JACAR: Ref B03050010100（第四五畫像）、各國内政關係雜纂支那ノ部第三卷（外務省外交史料館一・六・一・四一一）
- (56) 『順天時報』一九二二年三月二日「總統舉行受職禮紀盛」。
- (57) 蔡元培ら歡迎團が天津の『民意報』、上海の『民立報』あてて送った三月一日の電報による。『孫中山藏檔選編』（前掲）、一八三頁。
- (58) 『民立報』一九二二年三月二日「北京電報」。この報道

は、おそらく前註に挙げた電報に基づくものであり、蔡元培の本意を比較的正確に傳えていると考えられる。

- (58) "President Yuan," *North-China Herald*, Mar. 11, 1912, p. 706.

(59) JACAR: Ref. B03050010100 (第四八畫像) による。一九二二年三月一日伊集院公使より内田外相あて書簡の添附資料。なお、類似した圖は、『盛京時報』一九二二年三月一日「初十日總統行受職禮紀事」にも見えるが、實はその前の記事を含めて、『盛京時報』が『北京時報』から寫し取っていることがわかる。なお大總統に向かつて参列者の二列目に「各署洋員」と記されているが、これは先述の「各項参禮人員單」に見えない。中國政府に雇用されていた外國人が参加したものであろう。

(60) 二つの政府を合一させる具體的な経緯については、桑兵「接收清朝與組建民國」(『近代史研究』二〇一四年一期・二期)に詳しい。

(61) これは『順天時報』の報道にみえる表現であり、『民立報』には「五大族が推戴した」とある。いずれにしても同様の趣旨である。

(62) 桑兵は、このときの蔡元培と袁世凱のやりとりを紹介し、この両者が各人の立場から、共和について意味の重點の異なる發言をしていることを指摘している。従うべきであろう。桑、前掲書、二三八頁。藤岡、前掲論文が、袁の總統就任についての二つの考え方が「同床異夢ともいふべく共存」していたと述べるのも、これと符合している。

(63) 蒙古王公聯合會の各省通電は『臨時公報』辛亥年二月九日、二一三頁にみえる。

(64) 『臨時政府公報』一九二二年四月三日、二頁。

(65) 『申報』一九二三年一〇月七日「共和紀念會之選舉總統熱」には、一〇月一〇日の國慶日に總統の就任ができるように、それ以前に總統選舉が行なわれることを請願する文章が掲載されている。

(66) 『順天時報』一九二三年一〇月九日「大總統就任禮場人員類別」。

(67) 『憲法新聞』二一冊、一九二三年一〇月「大總統就任典禮詳誌」。『申報』一九二三年一〇月一〇日「正式總統今日受任矣」。

(68) 『盛京時報』一九二三年一〇月一日「大總統就任紀事」。

(69) 『順天時報』一九二三年一〇月一日「袁總統就任禮誌盛」。

(70) 同前。

(71) "The President Takes Oath," *North-China Herald*, Oct. 18, 1913, p. 184.

(72) 註(69)と同じ。

(73) 註(69)と同じ。および同日の「大總統閱兵之盛典」。なお、袁世凱は、溥倫のあとにドイツの膠州灣總督およびカトリック北京司教と面會したという報道もある。『申報』一九二三年一〇月二日「專電」。

(74) 『政府公報』一九二三年一〇月九日、一七―一九頁。

(75) 註(69)と同じ。

- (76) 註(68)と同じ。
- (77) 大總統選舉法は、一九一三年一〇月四日に憲法會議が制定したものである。『政府公報』一九一三年一〇月六日、一―二頁。
- (78) 『申報』一九一三年一〇月二五日「大總統就任典禮詳誌」。この記事に據れば、宣誓は國旗に向かって行なうものであり、國會議員はその證人にとどまるべきだという議論も、北京にはあつたという。
- (79) 註(69)と同じ。
- (80) 『申報』一九一三年一〇月二日「專電」。
- (81) 註(74)と同じ。
- (82) 『憲法新聞』二一冊、一九一三年一〇月「大總統就任典禮詳誌」、二〇―二二頁に、國家承認の照會の一覽が見える。
- (83) 『政府公報』一九一三年一〇月一日、三頁。
- (84) 外務省『日本外交文書』大正二年第二冊(外務省、一九一四年)、二二頁、一九一三年四月二日在英國小池臨時代理大使より牧野外相あて電報。同前、四四頁、六月一〇日伊集院公使より牧野外相あて書簡の附屬書。同前、六三頁、九月三〇日山座公使より牧野外相あて電報。北京政府承認をめぐる経緯については、兪辛焯『辛亥革命期中の中日外交史研究』(東方書店、二〇〇二年)、五二―五二八頁参照。
- (85) 『順天時報』一九一三年一〇月二日「共和紀念會之有名無實」。なお、前年の第一回の様子は、小野寺、前掲書、九七―一〇五頁参照。
- (86) 遺民については、林志宏『民國乃敵國也——政治文化轉型下的清遺民』(聯經出版、二〇〇九年)に詳しい。
- (87) 廣東省社會科學院歴史研究室ほか編『孫中山全集』(中華書局、一九八四年)、第三卷、「致南洋革命黨人函」(一九一四年四月一八日)、八二頁。
- (88) 有賀についての研究は多いが、近年の重要な成果のみ挙げておく。曾田三郎『立憲國家中國への始動——明治憲政と近代中國』(思文閣出版、二〇〇九年)。尙小明「有賀長雄與民初憲活動幾件史事辨析」(黃・朱主編、前掲書)。
- (89) 有賀長雄『觀奕間評』(出版社不明、一九一三年)、一―一六葉。
- (90) Young, *op. cit.*, pp. 174-175. 李、前掲書、二六七―二七七頁。
- (91) もちろん、政權の正統性は、社會や文化の歴史的變遷という廣い觀點から論じるべき問題である。一つの見解としては、楊念群「清帝遜位與民國初年統治合法性的闕失——兼談清末民初改制言論中傳統因素的作用」(『近代史研究』二〇一二年五期)を参照。本稿は、二つの正統性の相克という觀點からの一試論に留まる。
- (92) 袁世凱の帝制問題については、本稿とは別個の視角から検討したことがある。拙稿「中華民國顧問グッドナウによる國制の摸索」(『斯波義信編』『モリソン・パンフレットの世界Ⅱ』東洋文庫、二〇一六年)。

THE INAUGURAL CEREMONIES OF PRESIDENTS IN EARLY REPUBLICAN CHINA

YOSHIZAWA Seiichiro

Sun Yat-sen assumed the post of provisional president of the Republic of China in Nanjing on the first day of 1912 in an epoch-making ceremony for the new Republic. It is worth noting that the oath he made bound him to faithfully resign from the post in the near future, when the revolutionary regime stood on firm ground. From the beginning, Sun was simply to be a temporary president, until Yuan Shikai took sides in support of the Republican regime.

As prime minister, Yuan was a key figure in the political arena of Beijing. After he reached a compromise with the revolutionary regime and was elected as a new provisional president in Nanjing, he could not deny the legitimacy of the Nanjing regime. Nevertheless, Yuan had his own position. The imperial Qing government had entrusted Yuan with brokering a ceasefire with the revolutionary armies and to construct a new, integrated government. If he had taken the presidential post in Nanjing, he would have been charged with betrayal of the Qing dynasty. Therefore, he could do nothing but hold an inauguration ceremony in Beijing under his own leadership on March 10, 1912, and managed to add an element of legitimacy other than that of the Nanjing regime.

Eventually, Yuan was elected as president by the members of parliament on October 6, 1913, and inaugurated on October 10, the second anniversary of the Republic. The ceremony was performed in the main palace of the former Qing dynasty, demonstrating not only elements of the continuity of imperial power, but also some changes from the imperial period. However, his presidential commission was still authorized by the Provisional Constitution enforced by the Nanjing regime in 1912.

Thereafter, Yuan outlawed the Nationalist Party, and as a result, the two houses of parliament could not convene. Although he tried to concentrate his power, and he apparently succeeded, the legitimacy of his government became more and more uncertain.

Yuan had been forced to confront a very difficult puzzle. Yuan had obtained two kinds of legitimacy : one that originated from the delegation of the former Qing dynasty, and another formulated by the Nanjing regime. Even if he could at times utilize them to justify his government, the two systems of legitimacy were

essentially contradictory, and this contradiction lead Yuan's government into a crisis of legitimacy.

CONFUCIUS AND THE CONFUCIAN CLASSICS IN THE SCHOOL EDUCATION OF THE YUAN SHIKAI ADMINISTRATION

MIYAHARA Yoshiaki

This paper aims to clarify both the contents of the discussion concerning Confucius and the Confucian classics in school education during the Yuan Shikai administration and the features of the educational policies of the Ministry of Education and Yuan Shikai in comparison to those during the Late Qing Dynasty. Points that have been brought to light through analysis in this paper are that there was a difference of opinion between those such as the Confucian Church, the Association for the Confucian Way, Yuan Shikai, and Ye Dehui and the groups and people seeking implementation of the study of the Confucian classics at elementary and junior high schools over the placement of Confucius and the Confucian Classics in the curriculum, and as a result of this difference, there was also a difference over which classics should be selected for reading.

Those such as Kang Youwei, Chen Huanzhang, and Yuan Fu of the Confucian Church saw Confucius as the founder of a religion and believed that no part of the classics should be arbitrarily omitted or extracted, and that a text should be read in its entirety. Opposed to this view was Wang Xifan of the Association for the Confucian Way who considered Confucius as a model figure for the Chinese people, and who personally selected sections of the Confucian classics to be read in elementary and junior high school. This was similar to the educational guidelines specified by Yuan Shikai and also to the opinion of Ye Dehui, however these two differed in their opinion on the order the classics should be taught. This difference was particularly apparent in regard to the placement of Confucius and Mencius as models based on the teachings of Lu Xiangshan and Wang Yangming in the educational guidelines, and it was decided that the *Discourses of Mencius* would be read before the *Analects of Confucius* in elementary schools; however, this order had never previously been applied in an educational context. I also want to point out that a consistent element in the discussion about the Confucian Classics as a